

# 学校感染症と出席停止について

下記の病気は、学校保健安全法により、『学校感染症』と定められています。り患した場合は、医師の診断によって『出席停止』の扱いになりますので、感染症にかかった場合は学校に連絡をお願いいたします。 (令和5年5月～)

感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が経過」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌 感染性胃腸炎（ノロウイルス） 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

○「**治癒連絡表**」に保護者が記入し、登校初日に学校へ提出してください。

○「治癒連絡表」は保健室に用紙があるので、必要な際はお知らせください。本校ホームページからもダウンロードできます。【 [学校ホームページ](#) → [◆学校紹介](#) → [保健・給食](#) → [保健室から](#) 】